主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田村昌長の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰するから刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきもの とは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一九日

最高裁判所第一小法廷

钊官	判長裁判官    沢	田	竹	治	郎
宇	裁判官 真	野			毅
宇	裁判官    斎	藤	悠		輔
判官	裁判官    岩	松	Ξ		郎